

議会議案第 6 号

須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条および須崎市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 2 1 日

須崎市議会議長 西村 泰 一 様

提出者	須崎市議会議員	大崎 宏明
賛成者	須崎市議会議員	吉野 寛招
〃	須崎市議会議員	山本 啓介
〃	須崎市議会議員	高橋 立一
〃	須崎市議会議員	森田 收三
〃	須崎市議会議員	宮田 志野
〃	須崎市議会議員	佐々木 學

須崎市条例第 号

須崎市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

須崎市福祉医療費助成に関する条例（昭和49年須崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生徒」の次に「、高校生等」を加える。

第2条第2号及び第3号中「第5号」を「第6号」に改め、同条第4号中「次号」を「第6号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- （5）高校生等 次号に定める者を除く15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。